

甲府市多文化共生推進計画 2026 策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和7年4月

甲府市

1 業務の目的

甲府市では、国籍や民族など異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現を目指して、平成21年8月に第1次「甲府市多文化共生推進計画」を策定し、平成28年4月からは、第2次推進計画となる「甲府市多文化共生推進計画 2016」を、令和3年4月からは、第3次推進計画となる「甲府市多文化共生推進計画 2021」に基づき、各般にわたる施策を推進してきた。

本業務は、現計画の計画期間が令和7年度で満了となることから、令和8年度を初年度とする「甲府市多文化共生推進計画 2026」を策定することとし、計画の策定にあたり豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から優れた企画提案を採用する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選考する。

2 業務の概要

(1) 業務名

甲府市多文化共生推進計画 2026 策定支援業務

(2) 業務内容

甲府市多文化共生推進計画 2026 策定支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

委託料の提案上限額は265万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (8) 公告の日以前過去10年間に、国又は地方公共団体等が発注した計画策定等業務の履行実績を、元請けとして1件以上有していること。

4 公募に対する質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問提出期限

令和7年4月7日（月）から令和7年4月10日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式11）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス kkouryu@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和7年4月15日（火）までに甲府市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

実施要項及び仕様書の内容以外に関する質問には回答しない。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出について

表1に掲げる書類を提出すること。

表1 参加表明に関する提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1) 市町村税の滞納がないことの証明書
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料等
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4)
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	管理責任者の業務実績確認調書	(様式6)
7	誓約書	(様式7)

ア 提出期限

令和7年4月17日（木）

受付時間：土日祝を除く午前9時～午後5時

イ 提出部数

正本1部

ウ 提出方法・場所

甲府市市長直轄組織市長室国際交流課に持参すること。

(2) 企画提案書の提出について

表2に掲げる書類を提出すること。

表2 企画提案に関する書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式8)
2	企画提案	(様式9) イメージ図等
3	見積書	(様式10) 積算内訳

ア 提出期限

令和7年5月1日（木）

受付時間：土日祝を除く午前9時～午後5時

イ 提出部数

正本1部、副本8部

※A4ファイルに綴じたものを、9部（正本1部、副本8部）及び電子媒体で提出すること。

※企画提案（様式9）の用紙はA4版、縦長横書き、文字の大きさは11ポイント以上を原則とし、20ページ以内で両面印刷とすること。

ウ 提出方法・場所

甲府市市長直轄組織市長室国際交流課に持参すること。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧（別紙1）」に基づき提案された内容について「甲府市多文化共生推進計画2026 策定支援業務受託者選考審査委員会」（以下「審査会」という。）において審査し、「優先交渉権者の選定方法」より、選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施する。

なお、別紙「本件提案に係る接触の禁止について」のとおり、本件提案に関し影響を及ぼす恐れのある関係者への接触を禁止するので留意すること。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と企画提案者によるプレゼンテーション審査とする。

ア 日時・会場

令和7年5月9日(金) (詳細は、別途通知する。)

イ 審査会への出席者

管理責任者を含む3名以内とする。

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者プレゼンテーション及び補足説明(20分以内)

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

なお、企画提案者でパソコン等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンについては甲府市で準備するが、パソコン等の機器は、企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

(イ) 質疑応答(15分程度)

エ 議事録の提出(優先交渉権者のみ)

優先交渉権者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を、プレゼンテーション審査終了後速やかに電子メールにて提出すること。

メールアドレス kouryu @city.kofu.lg.jp

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和7年5月下旬に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで)を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

7 契約及び支払方法

受託事業者となった者は、甲府市と契約を締結し受託業務を実施する。

なお、甲府市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (5) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと甲府市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は甲府市に請求できない。

10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式12）を提出すること。

11 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 甲府市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) プロポーザルに係るスケジュール変更があった場合については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (5) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、甲府市の指示のもと変更等を加える場合がある。

12 スケジュール

公募開始	令和7年 4月 7日 (月)
質問受付期限	4月10日 (木)
質問への回答期限	4月15日 (火)
参加表明書の提出期限	4月17日 (木)
企画提案書の提出期限	5月 1日 (木)
プレゼンテーション審査	5月 9日 (金)
審査結果通知と公表	5月19日 (月) まで
契約締結	5月下旬

13 連絡先

甲府市 市長直轄組織 市長室 国際交流課（担当：井出、廣瀬）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5119

FAX 055-237-0097

電子メール kkouryu@city.kofu.lg.jp